

議案第19号

三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町企業立地促進条例（平成25年6月三宅町条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月10日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例

三宅町企業立地促進条例（平成25年6月三宅町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「常時勤務の従業員」を「常用雇用者」に改め、「ある従業員」を「雇用期間の定めのない従業員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (8) 準常用雇用者 雇用期間の定めがある労働契約を締結し、雇用される従業員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う事業者により雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。）であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。
- (9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (10) 緑地 対象事業者が、事業所の緑地化、環境保全等を目的とし、事業所地内に配置した緑地をいう。
- (11) 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条に定める耐用年数をいう。

第3条第1項に次の各号を加える。

- (4) 治水対策奨励金
- (5) 給水装置設置奨励金
- (6) 環境施設奨励金
- (7) 緑地保全奨励金
- (8) 企業立地奨励品交付奨励金

第4条第1項第3号中「常時勤務の従業員」を「常用雇用者」に改め、同条第2項中「第3号」を「第7号」に改め、同項第1号中「後6月」を「後1年」に、「常時勤務の従業員」を「従業員（第2条第7号、第8号及び第9号の被雇用者をいう）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (3) 治水対策奨励金 事業所の敷地内に、雨水を貯留し、及び浸透する施設であって規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの
- (4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、三宅町水道給水条例（昭和42年三宅町条例第16号）第10条の規定による給水装置の新設（口径の変更を含む。）の承認を受け、現に水道を使用しているもの
- (5) 環境施設奨励金 事業所が環境保全を目的とした施設で、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

- (6) 緑地保全奨励金 事業所の敷地内に、環境保全等を目的として、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

第4条に次の1項を加える。

- 3 前条第1項第8号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の企業立地奨励金の交付を受ける者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 事業所の新設かつ本社機能の移転であること。
 - (2) 工場立地法に基づく特定工場の要件に該当すること。
 - (3) 投下固定資産の総額が3億円以上であること。
 - (4) 常用雇用者を10人以上雇用していること。
 - (5) 奨励品は事業所で所有、使用するもので、規則で定めるものを事業開始日の前日までに購入しているものであること。
 - (6) 操業開始日から起算して奨励品の耐用年数が経過する日までの間継続して操業が行われる見込みであること。
 - (7) 奨励品の耐用年数が経過する日までの間において、町長がやむを得ないと認めた場合を除き、売却、譲渡その他の方法により奨励品の所有権を移転させ、奨励品に担保物権を設定し、又は奨励品を廃棄処分しないこと。

第5条中「第3号」を「第8号」に改める。

第8条第1項第2号中「町税」を「町税等」に改める。

第9条中「3号」を「第8号」に改める。

第10条の見出しを「その他」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三宅町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

三宅町企業立地促進条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(6) (略) (7) <u>常用雇用者</u> 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者で、<u>雇用期間の定めのない従業員</u>をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。 (8) <u>準常用雇用者</u> 雇用期間の定めがある労働契約を締結し、雇用される従業員(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働派遣事業を行う事業者に雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。)であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。 (9) <u>短時間労働者</u> 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。 (10) <u>緑地</u> 対象事業者が、事業所の緑地化、環境保全等を目的とし、事業所地内に配置した緑地をいう。 (11) <u>耐用年数</u> 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条に定める耐用年数をいう。</p> <p>(奨励措置) 第3条 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>治水対策奨励金</u></p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(6) (略) (7) <u>常時勤務の従業員</u> 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である従業員をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(奨励措置) 第3条 (略) (1)～(3) (略)</p>

- (5) 給水装置設置奨励金
- (6) 環境施設奨励金
- (7) 緑地保全奨励金
- (8) 企業立地奨励品交付奨励金

(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件)

第4条 (略)

- (1)～(2) (略)
- (3) 常用雇用者を3人以上雇用していること。
- (4)～(5) (略)

2 前条第1項第2号から第7号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の企業立地奨励金の交付を受ける者であってそれぞれ次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 雇用促進奨励金 事業所の事業を開始した日(以下「事業開始日」という。)の前6月から事業開始の日後1年までに雇用された者で、雇用開始の日から1年を経過した日まで引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている従業員(第2条第7号、第8号及び第9号の被雇用者をいう)を雇用しているもの

(2) (略)

- (3) 治水対策奨励金 事業所の敷地内に、雨水を貯留し、及び浸透する施設であって規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

- (4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、三宅町水道給水条例(昭和42年三宅町条例第16号)第10条の規定による給水装置の新設(口径の変更を含む。)の承認を受け、現に水道を使用しているもの

- (5) 環境施設奨励金 事業所が環境保全を目的とした施設で、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

- (6) 緑地保全奨励金 事業所の敷地内に、環境保全等を目的として、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

3 前条第1項第8号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の企業立地奨励金の交付を受ける者であって次の各号のい

(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件)

第4条 (略)

- (1)～(2) (略)
- (3) 常時勤務の従業員を3人以上雇用していること。
- (4)～(5) (略)

2 前条第1項第2号から第3号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の企業立地奨励金の交付を受ける者であってそれぞれ次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 雇用促進奨励金 事業所の事業を開始した日(以下「事業開始日」という。)の前6月から事業開始の日後6月までに雇用された者で、雇用開始の日から1年を経過した日まで引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている常時勤務の従業員を雇用しているもの

(2) (略)

ずれにも該当するものとする。

- (1) 事業所の新設かつ本社機能の移転であること
- (2) 工場立地法に基づく特定工場の要件に該当すること
- (3) 投下固定資産の総額が3億円以上であること。
- (4) 常用雇用者を10人以上雇用していること。
- (5) 奨励品は事業所で所有、使用するもので、規則で定めるものを事業開始日の前日までに購入しているものであること。
- (6) 操業開始日から起算して奨励品の耐用年数が経過する日までの間継続して操業が行われる見込みであること。
- (7) 奨励品の耐用年数が経過する日までの間において、町長がやむを得ないと認めた場合を除き、売却、譲渡その他の方法により奨励品の所有権を移転させ、奨励品に担保物権を設定し、又は奨励品を廃棄処分しないこと。

(届出)

第5条 第4条に定める要件に該当することより第3条第1項第1号から第8号に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則に定める日までに当該要件に該当する旨を町長に届け出なければならない。

(奨励措置の取消し等)

第8条 (略)

- (1) (略)
- (2) 町税等を滞納したとき。
- (3)～(5) (略)

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、第3条第1項第1号から第8号に規定する奨励措置を受け、又は受けようとする対象事業者に対して必要な報告を求め、又は事業所への立入調査を行うことができる。

(その他)

第10条 (略)

(届出)

第5条 第4条に定める要件に該当することより第3条第1項第1号から第3号に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則に定める日までに当該要件に該当する旨を町長に届け出なければならない。

(奨励措置の取消し等)

第8条 (略)

- (1) (略)
- (2) 町税を滞納したとき。
- (3)～(5) (略)

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、第3条第1項第1号から第3号に規定する奨励措置を受け、又は受けようとする対象事業者に対して必要な報告を求め、又は事業所への立入調査を行うことができる。

(委託)

第10条 (略)